

○宮崎大学基礎教育科目の受講及び成績評価に関する細則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成22年9月30日 平成24年3月29日  
平成26年3月31日 平成29年3月31日  
平成31年4月26日 令和元年12月19日  
令和3年3月25日 令和4年9月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学基礎教育科目履修規程（以下「履修規程」という。）第5条の規定に基づき、基礎教育科目の受講手続及び試験等に関し、必要な事項を定める。

(受講科目登録)

第2条 学生は、履修規程に基づき基礎教育科目で開設される授業科目を受講するときは、受講科目を所定の手続により別に定める期日までに登録しなければならない。

(成績評価を受ける資格)

第3条 各授業科目においては、所定時間数の75%以上出席しなければ成績評価を受ける資格を得ることはできない。

2 各授業科目の受講に遅刻又は早退があるときは、3回の遅刻又は早退をもって1回の欠席とみなす。

(特別欠席の取扱い)

第4条 次に掲げる理由により欠席した者は、速やかに、所定の特別欠席願を在籍学部の教務・学生支援係、医学部にあつては医療人育成課に提出し、欠席する授業の担当者に特別欠席を願い出ることができる。原則として、授業担当者は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

(1) 忌引

父母及び配偶者にあつては7日、子にあつては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては3日とする。

(2) 天災

必要と認める日・時間

(3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。

医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。

(4) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式の派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。

派遣依頼の期間又は承認した期間。ただし、回数及び期間については別に定める。

(5) その他やむを得ない事情と学び・学生支援機構基礎教育教務・質保証委員会（以下「教務・質保証委員会」という。）が認めたとき。

(定期試験)

第5条 定期試験は、前学期及び後学期に開講した授業科目について、公示のうえ実施する。

(追試験)

第6条 受験資格を有し、第4条に掲げる理由により定期試験を受験できなかった者は、追試験を1回に限り受験することができる。

2 追試験は、定期試験期間終了後30日以内に担当教員が適宜実施するものとし、受験を希望する者は、所定の追試験届を定期試験期間終了後10日以内に学び・学生支援機構事務部基礎教育支援課に提出しなければならない。

(成績評価の合否発表等)

第7条 成績評価は、各授業科目で定める評価基準に基づき、定期試験又は追試験の成績等で行われる。

2 成績評価の合否発表は、合格（60点以上）、保留（59点から30点まで）、不合格（29点以下）の3段階で行い、合否の結果は、当該授業科目の試験終了後1週間以内、試験を実施しない場合は試験期間の開始日から1週間以内に在籍学部に掲示する。

(再評価)

第8条 成績評価で保留となった者は、再評価を1回に限り受けることができる。

2 再評価は、再試験又は他の評価方法により行う。

3 再試験は、前学期を9月中旬、後学期を3月上旬に公示のうえ実施する。

4 再評価の可否発表は、合格及び不合格の2段階で行い、可否の結果は、当該授業科目の試験終了後1週間以内、再試験を実施しない場合は再試験期間の開始日から1週間以内に在籍学部に掲示する。

5 再評価は60点を上限とし、59点以下を不合格とする。

(授業科目担当教員不在の場合)

第9条 授業科目担当教員が転任又は退職等で不在となったときの成績評価及び再評価は、基礎教育分野別部会及び教務・質保証委員会との協議により実施する。

(再受講)

第10条 成績評価及び再評価で不合格になった者は、第2条に定める受講手続きを行い、再受講することができる。

(成績評価)

第11条 成績評価は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。なお、それぞれの成績評価基準及び対応する評点は、各教員が定める科目の到達目標に従って次のとおりとする。

秀：科目の到達目標に特に優秀な水準で達している（評点：90点以上）

優：科目の到達目標に優秀な水準で達している（評点：89～80点）

良：科目の到達目標に良好な水準で達している（評点：79～70点）

可：科目の到達目標に必要最低限の水準で達している（評点69～60点）

不可：科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない（評点：59点以下）

(成績評価に関する申立て)

第12条 成績評価を受けた者は、成績評価に異議がある場合には、原則として当該学期内に基礎教育支援課を通じて学び・学生支援機構基礎教育部門長に申立てをすることができる。詳細については別に定める。

(不正行為)

第13条 不正行為をした者は、学則により懲戒され、併せて当該学期の基礎教育科目の成績評価は、すべて無効とする。

2 不正行為の事実確認は、別紙様式により行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。ただし、改正後の題名、第1条、第2条及び第12条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この細則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別紙様式（第13条関係）

調 書

年 月 日 ( ) 曜日 ( ~ 時限)
試験科目 ( )
(不正行為の状況) ----- ----- ----- ----- -----
試験監督者氏名 _____
(試験担当教員の確認) (不正行為に使用されたものの内容は試験内容と合致していること等を確認願います。) ----- ----- -----
年 月 日 担当教員氏名 _____
(学生の確認) 以上のとおり相違ありません。 (反省の言葉を記入) ----- ----- -----
年 月 日 _____ 学部 _____ 学科・課程 学籍番号 _____ 学生氏名 _____
(基礎教育教務・質保証委員会委員の確認) 年 月 日 基礎教育教務・質保証委員会委員氏名 _____